Ⅴ　受験資格区分にかかる別表及びコードNo.一覧表

別表１〈国家資格等に基づき当該資格にかかる業務に従事する者〉

・国家資格等を取得後、登録してからの業務が５年かつ９００日以上あり、要援護者に対する直接的な業務を行っている者。

※該当する国家資格登録証の写しを必ず提出してください。

※No.１０１１　介護福祉士登録証を提出される方について
登録番号がアルファベットの「E」で始まる登録者は、登録証の写しに加えて、「資格登録有効期限（変更）通知書」または「資格登録有効期限解除通知書」のどちらかの写しを提出してください。

（コード１００１～１０２１）

コードNo.	職　種	コードNo.	職　種	コードNo.	職　　種
１００１	医師	１００８	理学療法士	１０１５	言語聴覚士
１００２	歯科医師	１００９	作業療法士	１０１６	あん摩マッサージ指圧師
１００３	薬剤師	１０１０	社会福祉士	１０１７	はり師
１００４	保健師	１０１１	介護福祉士	１０１８	きゅう師
１００５	助産師	１０１２	視能訓練士	１０１９	柔道整復師
１００６	看護師	１０１３	義肢装具士	１０２０	栄養士 (管理栄養士を含む)
１００７	准看護師	１０１４	歯科衛生士	１０２１	精神保健福祉士

別表２（相談援助業務に従事する者）

・施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

（コード２１０１～２１０９）

コードNo.	①施設等の種別	②職種名	①における根拠法	②における根拠法
２１０１	特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第11項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第１項第１号
２１０２	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第８条第21項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第１項第１号
２１０３	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	介護保険法第８条第22項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第１項第２号
２１０４	介護老人福祉施設	生活相談員	介護保険法第８条第27項	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第２条第１項第２号
２１０５	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第８条第28項	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第２条第１項第４号
２１０６	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第８条の２第９項	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第１項第１号
２１０７	計画相談支援	相談支援専門員	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第５条第18項	障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第３条

コード№	①施設等の種別	②職種名	①における根拠法	②における根拠法
２１０８	障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の２の２第６項	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 条）第３条
２１０９	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第３条第２項	生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成 27 年７月 27 日社援発 0727 第２号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添１）自立相談支援事業実施要領３（２）ア